

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成30年1月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○及川 武様（花月町 195～196回） 10,000円

<故人が生前お世話になったため>

○村上 和利様（美幌町）	10,000円	○高橋 洋子様（端野町）	20,000円
○古屋 利子様（端野町）	30,000円	○佐藤 吉生様（遠軽町）	10,000円
○竹岡 徳守様（端野町）	50,000円		